

## 令和7年度指名停止状況一覧

○競争入札参加資格者の指名停止状況

令和8年2月21日現在

| No. | 業者名                 | 指名停止期間                   |     | 指名停止理由  | 指名停止措置要件該当事項                      |
|-----|---------------------|--------------------------|-----|---|-----------------------------------|
| 1   | 株式会社<br>トーニチコンサルタント | 令和8年1月8日から<br>令和8年4月7日まで | 3か月 | 他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から、課徴金納付命令（同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用）を受けたことによる。 | 高島町指名競争入札参加資格者指名停止規程別表13（独占禁止法違反） |